

- ◎ 昼間（８：００～１８：００）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から午前 8 時	午後 6 時から午後 10 時	午後 10 時から翌朝午前 6 時
加 算 割 合	25%	25%	50%

※利用者の身体的理由により、1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

介護予防訪問サービス

介護予防訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すサービスです。

生活支援訪問サービス

生活支援サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すサービスです。

◎ [介護予防訪問サービス]

利用回数	単位数	利用料金 (目安・円)	介護職員処遇改善加算 (目安・単位数：円)	
週 1 回	1176	1275	288	312
週 2 回	2349	2546	576	624
週 2 回以上の利用 (要支援 2 の方のみ)	3727	4040	913	990

介護予防訪問サービスの方は月単位の請求となります。(利用料は 1 割又は 2 割・3 割が自己負担になります)

(月途中で要支援から要介護に変更となった時、日割り計算となります。)

- 初回加算 200 単位 (月)
- 介護職員処遇改善加算 I 算定した合計単位数の 24.5%
(1 単位 10.84 円)